

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日の翌日)

目 次

◆ 告 示 保険医療機関の指定（保険課）

保険医等の登録（〃）

国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの（〃）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（商工指導課）

肥料の検査の結果の概要（農業改良課）

土地改良区の役員の就退任（二件）（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（二件）（造林課）

開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（会計課）

◆ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◆ 公 告 二級建築士試験等の実施（建築課）

告 示

鳥取県告示第百八十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|---------------|-----------|
| 鳥取赤十字病院 | 鳥取市尚徳町一七 | 平成四年二月一日 |
| 森医院 | 西伯郡西伯町大字福成九八五 | 〃 |
| 今宮齒科診療所 | 鳥取市湖山町北六丁目四〇三 | 平成四年二月五日 |
| 医療法人社団加藤整形外科医院 | 鳥取市片原二丁目一一一 | 平成四年二月一日 |
| 宮崎内科医院 | 鳥取市吉成二丁目一四一三三 | 平成四年二月七日 |

鳥取県告示第百八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|--------|-----------|----------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 中谷 真弓 | 鳥薬第七九八号 | 平成四年二月六日 |
| 長谷川 幸利 | 鳥歯第六〇二号 | 平成四年二月十日 |

鳥取県告示第百八十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|-------|-----------|----------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 後藤 幸栄 | 鳥国薬第七九七号 | 平成四年一月八日 |

鳥取県告示第百八十三号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|------------|------------------|-----------|
| 届出者の氏名又は名称 | 建物の名称 | 建物の所在地 |
| 株式会社サンイレブン | ホームセンター・サンアイ五千石店 | 米子市福市一七四一 |

鳥取県告示第百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき平成三年一月から同十二月までに収去した肥料の検査の結果の概要を、同条第六項の規定により公表する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 登録肥料

| 肥料の種類 | 保証票添付者 | 分析検査 | | 保証票の検査 | その他検査 | 備考 |
|--------------|-----------|------|---------|--------|-------|----|
| | | 分析点数 | うち不適合点数 | | | |
| なたね油かす及びその粉末 | 日商岩井株式会社 | 3 | 0 | | | |
| 魚かす粉末 | 富山魚糧株式会社 | 3 | 0 | | | |
| 蒸製骨粉 | 株式会社組合貿易 | 3 | 0 | | | |
| 肉骨粉 | 東伯町農業協同組合 | 3 | 0 | | | |

二 特殊肥料

| 特殊肥料の指定名 | 生産届出業者 | 届出名(商品名) | 重金属等の含有量の判定 | 備考 |
|----------|-----------|-----------------------|-------------|----|
| たい肥 | 東伯町農業協同組合 | 牛糞鶏糞豚糞尿混合発酵堆肥(田園のしらべ) | ○ | |

鳥取県告示第百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

| | | |
|-----|---------|----------------|
| 理事 | 大本 正 顕 | 東伯郡関金町大字明高一一九四 |
| " | 増田 義 人 | 大字堀二二六八 |
| " | 石 賀 一 男 | 大字今西一一〇 |
| " | 瀬 尾 学 | 大字泰久寺一六九 |
| " | 小 倉 昭 夫 | 大字松河原一二三二 |
| " | 石 川 慶 博 | 八〇七 |
| " | 藤 井 重 光 | 大字大鳥居二六六 |
| " | 津 島 宗 平 | 大字安歩五七三 |
| " | 西 村 長 利 | 大字関金宿五一〇 |
| " | 鷺 見 政 父 | 大字郡家三五九一 |
| " | 本 谷 孝 | 大字山口二一一九 |
| 監 事 | 鳥 飼 昇 | 東伯郡関金町大字関金宿五四七 |
| " | 山 田 紀 久 | 大字今西一〇一三 |
| " | 山 脇 博 文 | 大字大鳥居九二九 |

平成四年二月九日退任

就任した役員の名及び住所

| | | |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 大 本 正 顕 | 東伯郡関金町大字明高一一九四 |
| " | 毛 利 輝 雄 | 一一七七 |
| " | 増 田 義 人 | 大字堀二二六八 |

| | |
|---------|---------------|
| 松本仁志 | 二六四三 |
| 石賀一男 | 大字今西一〇 |
| 瀬尾学 | 大字泰久寺一六九 |
| 小倉昭夫 | 大字松河原一二三二 |
| 山本誠 | 七三三 |
| 藤井重光 | 大字大鳥居二六六 |
| 岸本吾郎 | 大字安歩六七〇 |
| 西村長利 | 大字関金宿五一〇 |
| 鷺見政父 | 大字郡家三五九一 |
| 本谷孝 | 大字山口二一九 |
| 監事 石賀成之 | 東伯郡関金町大字今西一五〇 |
| 山脇博文 | 大字大鳥居九二九 |
| 鳥飼昇 | 大字関金宿五四七 |

平成四年二月十日就任 任期四年

鳥取県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

| | |
|--------|---------------|
| 理事 角 積 | 西伯郡淀江町大字淀江九四二 |
| 湯浅繁夫 | 八五八 |
| 提島祐吉 | 六九五 |
| 石倉俊男 | 八三六二二 |
| 生田仁 | 五三九一三 |
| 堀口俊逸 | 六三六 |
| 安藤晋吉 | 二九〇 |
| 谷田眞喜男 | 大字西原五一八 |
| 関 茂 則 | 五九〇 |
| 座山 豊 | 六八五 |
| 山根登亀雄 | 大字福岡二九二 |
| 渡辺茂昭 | 一〇四〇 |
| 田中 巖 | 二九七 |
| 山根 稔 | 大字福吉一三七 |
| 野津升信 | 一一八 |
| 森田一男 | 大字高井谷二九 |
| 森田昭吾 | 大字中西尾二四五 |
| 森田時雄 | 二三〇 |
| 岩垣開三 | 大字西尾原八三一 |
| 山根 淳 | 大字富繁一三 |
| 亀山大吉 | 西伯郡淀江町大字淀江九〇七 |
| 吹野美彰 | 大字西原九六一 |
| 柿原 勸 | 大字富繁五 |

平成三年十月十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 角 積

西伯郡淀江町大字淀江九四二

湯 浅 繁 夫

八五八

提 島 祐 吉

六九五

松 永 幸 美

七九七―二

生 田 仁

五三九―三

堀 口 俊 逸

六三六

八 幡 久 知

二五五―二

谷 田 眞 喜 男

大字西原五一八

生 田 直 行

五〇七

座 山 豊

六八五

山 根 登 亀 雄

大字福岡二二九

渡 辺 茂 昭

一〇四〇

田 中 巖

二九七

山 根 稔

大字稲吉一三七

野 津 升 信

一一八

森 田 一 男

大字高井谷二九

森 田 昭 吾

大字中西尾二四五

森 田 時 雄

二三〇

岩 垣 開 三

大字西尾原八三一―

山 根 淳

大字富繁一三

監 事 西伯郡淀江町大字淀江九〇七

吹 野 美 彰

大字西原九六一

柿 原 勲

大字富繁五

平成三年十月二十日就任 任期四年

鳥取県告示第百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字東吉田小屋一五の四、一五の七、一五の八、
一六の八・一六の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、
一六の一から一六の一三まで、一六の一六、一六の一八、一六の二〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅沢字川西山一一二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年九月十三日鳥取県指令受都計三一第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字悪水西惣八道下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町四六三

有限会社ランドワーク

代表取締役 野坂道明

鳥取県告示第百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十二月二日鳥取県指令受都計三一第四十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉岡温泉町字上岡

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉岡温泉町四一五一八

岡崎義孝

鳥取県告示第百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月二十九日鳥取県指令受鳥土維第七百九十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字上池ノ内、字下池ノ内一及び字中實

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市飾磨区中島字相生梅二二七二一一

玉岡株式会社

取締役社長 玉岡鍾一

鳥取県告示第百九十二号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日

平成四年二月二十三日

住 所

鳥取市永楽温泉町一六一

名 称

株式会社山陰合同銀行鳥取駅前支店

八頭郡家町大字郡家六四五―六

株式会社山陰合同銀行郡家駅前支店

倉吉市山根五四〇―一

株式会社山陰合同銀行パ1プルタウン支店

米子市蚊屋二〇〇―五

株式会社山陰合同銀行日野橋東支店

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年二月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類

型

式

製造業者名

| | | |
|---------|------------|----------|
| ぱちんこ遊技機 | マスターズ | 株式会社平和 |
| 〃 | 花の保長 | 〃 |
| 〃 | フルーツパラダイスA | 京楽産業株式会社 |
| 〃 | フータンジャー | 太陽電子株式会社 |

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成4年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成4年2月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

平成4年7月5日（日） 午前10時00分から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成4年9月13日（日） 午前11時30分から午後4時00分まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 設計製図の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

3 試験申込手続

(1) 受付期間及び受付場所

平成4年4月13日（月）から同月17日（金）まで

鳥取市東町一丁目271 社団法人鳥取県建築士会

平成4年4月13日（月）から同月14日（金）まで

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(2) 受付時間

午前10時から午後4時まで

(3) 受付申込方法

受験申込書は、受付場所に直接提出すること。

4 合格者の発表

平成4年11月27日（金）頃

なお、「学科の試験」の合格者については、平成4年8月28日（金）頃発表する。

5 その他

詳細については、受付申込書及び受付要領を鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所及び鳥取県米子土木事務所並びに社団法人鳥取県建築士会において、平成4年4月6日（月）から配布するので参照すること。